

就学援助申請について

町では、経済的な理由で小・中学校に通う児童、生徒の学用品費や給食費などの負担が困難な保護者の方に、その経費の一部を援助します。該当すると思われる方は、就学援助費受給申請書（一部証明書類必要）を学校へ提出して下さい。

誠に恐縮に存じますが、小学校中学校それぞれにお子様をお持ちの場合は、それぞれに記入の上、各学校へご提出いただきますようお願いいたします。

援 助 対 象 者

令和6年度または令和7年度に次のいずれかの措置を受ける方で生活に困窮していると教育委員会が認めた保護者

- 1 生活保護法の規定による要保護者
- 2 生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- 3 町民税の非課税または減免
- 4 個人事業税または固定資産税の減免
- 5 国民年金の保険料が減免又は国民健康保険税が減免
若しくは納期限が延長された
- 6 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給
- 7 生活福祉資金貸付制度による貸付け
- 8 失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者または職業安定所登録日雇労働者
- 9 その他特別な事情や、経済的な理由のある方

申 請 方 法

「就学援助費受給申請書」に、申請理由の確認がとれる証明書等を添付して学校に提出して下さい。

ただし、上記対象者理由が「6」に該当する方は、申請書に認定番号を記入するのみで、証明書の添付は必要ありません。児童扶養手当の担当課にて認定番号を確認します。また、今後令和7年度中の手当受給に関する変更等も確認をとりつつ援助を進めますのでご了承いただきますようお願いいたします。

提 出 方 法

令和7年4月10日（木）までに各学校へご提出ください。

* ご相談、お問い合わせは教育委員会学校教育課で受け付けます。

連絡先 95-4446（中央公民館 2階）